

学生と若手社会人の交流事業及び保護者向け就活セミナー開催事業業務委託仕様書（案）

1 委託業務名

学生と若手社会人の交流事業及び保護者向け就活セミナー開催事業業務委託

2 委託業務の目的

学生は就職活動を始める前に企業や社会人と交流する機会が少なく、働くイメージを持つことが難しくなっている。また、大手志向の学生は多いものの、新型コロナウイルス感染症の影響により学生の地方への就職意欲も高まりつつあると言われている。

そこで、岡山市内の働きやすい職場環境のある企業に勤務する若手社員との交流会を実施することで、岡山市内企業で働くことの魅力や、岡山市内で生活することのメリットを感じてもらうため、学生向けイベントとして若手社会人との交流事業を実施する。

また、保護者の考え方や意見が子の就職活動に大きく影響する中で、就職活動中の子への関わり方や岡山市内で働くことの魅力、働きやすい職場環境作りに取り組む市内企業の存在を知ってもらい、岡山市内就職への关心や理解を深めるため、保護者向けイベントとして就活セミナーを実施する。

3 委託業務に当たっての基本姿勢

民間企業のノウハウを活かした魅力ある企画や学生と保護者への広報周知、及び各イベントの円滑な運営を実施すること。

イベントを実施する際には、岡山市内中小企業への理解と関心を深め、岡山市内企業への就職を促進するような内容とするよう配慮すること。なお業務の遂行に当たっては、市の委託事業であることを認識し、関係者との信頼関係を確保し、岡山市及び本事業に対する信用が損なわれないよう注意すること。

また、「新しい生活様式」の趣旨を理解し、新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止のための最大限の対策をとること。

4 委託業務期間

本業務の期間は、契約日から令和4年3月15日（火曜日）までとする。

5 委託業務の内容

(1) 学生向けイベントの開催

ア イベントの名称は「魅力発見カフェ」とすること。

イ 大学生、大学院生、短期大学生、高等専門学校生、専門学校生、高校生（以下「学生等」という）のうち新規学卒予定者以外の者を主な対象とする。

ウ 若手社員は岡山市内の中小企業に勤める20代で概ね採用後3年以内の者とする。

エ 岡山市内の会場にて5回、オンライン形式にて2回開催すること。各回

にテーマを設定してもよいが、参加企業の業種が限られるようなテーマとしないこと。若手社員を派遣する参加企業は各回 5 社程度選定し、各企業からは若手社員 2 名又は 1 名の参加とすること。また、業種や職種、企業の知名度が偏らないよう市と協議し調整すること。この時、若手社員は採用担当者以外の者とすること。

(ア) 岡山市内会場における開催について

- a 会場は岡山理科大学、I P U・環太平洋大学の学内にて各 1 回、民間カフェにて 3 回開催すること。
- b 開催時期は令和 3 年 1 月から令和 4 年 2 月までの期間にて学生が参加しやすい日時を提案すること。
- c 民間カフェは、学生等が参加しやすく、リラックスして意見交換ができるような会場を借り切ること。
学生等の参加しやすさを考慮し、市内中心部とすること。なお、民間カフェは 3 回とも異なる会場とすること。全ての会場で軽食（アルコール類の提供は不可）を提供し、リラックスできる空間を演出すること。ただし、軽食の提供にあたってはイベント当日までの新型コロナウイルス感染症の感染状況等を踏まえ、提供方法を市と協議すること。また、必要な備品等は受託者において手配すること。
- d 指定した大学の会場使用料は無料となる。
- e 主な対象者は学生等のうち岡山県外出身者とする。
- f 各回の参加学生は、大学内会場で 20 名程度、民間カフェ会場で 15 名程度を下限として募集すること。
- g 岡山市内会場の参加企業は公募し、8 月中には決定できるように募集すること。公募は受託者によりホームページ等で実施すること。公募期間内に集まらない場合は受託者によって積極的に声掛けし企業を募ること。
- h 公募する企業は以下の要件を全て満たすこと。
 - (a) 中小企業基本法で定義される小規模企業または中小企業であること。
 - (b) 岡山市内に本社を有すること。
 - (c) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条第 2 号に規定する暴力団に該当しないこと。
 - (d) インターネット異性紹介事業を利用して児童を誘引する行為の規制等に関する法律（平成 15 年法律第 83 号）第 2 条第 3 号に規定するインターネット異性紹介事業を営む者でないこと。
 - (e) 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）に基づき更生手続き開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成 11 年法律第 25 号）に基づき再生手続き開始の申立てがなされている者（更生手続き開始の決定又は再生手続き開始の決定を受けている者を除く。）でないこと。
 - (f) 本事業の趣旨を損なうおそれがあると認められる事業を営むも

のでないこと。

i 各参加企業の若手社員のうち1名は、岡山県外出身で岡山県内大学へ進学後に岡山市内企業へ就職した若手社員であることが望ましい。

(イ) オンラインによる開催について

a 開催時期は5(2)保護者向けイベントよりも後とし、令和3年11月から令和4年2月までの期間にて2回、学生が参加しやすい日時を提案すること。

b 会場については、開催に必要な場所を確保し、学生等が参加しやすく、リラックスして意見交換ができるような雰囲気を演出すること。必要な備品等は手配すること。

c 主な対象者は岡山県外の学生等のうち岡山県内出身者とする。

d 募集人数は各回25名以上とする。

e 参加企業について岡山市と受託者とで別途協議した後に決定することとし、協議の際には候補企業を提示すること。

f 各参加企業の若手社員のうち1名は、岡山県外出身で岡山県内大学へ進学後に岡山市内企業へ就職した若手社員であることが望ましい。

オ 学生等への広報周知方法を提案すること。広報用チラシを作成し、大学等での配布、学生等が多く集まる行事での周知やSNSを利用した周知等、効果の高い方法とすること。特にオンラインによる開催については、参加学生の移動を要しないという特性を活かし県外在住学生の参加を促すことができる広報周知方法とすること。

カ 学生等を持つ保護者に対する広報周知方法を提案すること。保護者に影響力のある広報ツールの活用、5(2)保護者向けイベント参加者への案内、県内外の大学が実施する保護者懇談会等の参加者への周知等、効果的な方法で実施すること。

キ 活発な意見交換を促進する企画を考案し、複数の若手社員と接することができるよう工夫すること。

ク 企画内容として、学生等が就職について考えるきっかけとなるとともに、若手社員の魅力的な働き方を発信できるようなものとし、単に企業宣伝や採用活動を一助するものとならないように注意すること。

ケ 司会は類似イベントを経験しており、スムーズな進行ができる者とすること。

コ 当日、スムーズな運営を行うこと。ただし、参加企業の紹介は受託者により簡潔に行うこと。また事前に若手社員に対し、交流会の流れ、当日の役割等の必要事項について書面を用いて説明しておくこと。

サ 新型コロナウイルス感染防止のための措置を講じること。

(2) 保護者向けイベントの開催

ア イベントの名称は「保護者のための就活セミナー」とすること。

イ 令和3年9月から同年12月において、保護者の参加しやすい日程を提案すること。

ウ イベントの内容は、大きく分けて次の2つの内容について行うこと。

- ・「市内企業の働きやすい職場環境作りの取組事例の紹介」
- ・「保護者が知っておくべき最近の就職活動状況と保護者の関わり方にについてのセミナー」

特に、「市内企業の働きやすい職場環境作りの取組事例の紹介」を重点的に実施すること。

エ 学生等を持つ保護者への広報周知を行うこと。保護者に影響力のある広報ツールの活用、5(1)学生向けイベント参加者への案内、県内外の大学が実施する保護者懇談会等の参加者への周知等、効果的な方法で実施すること。

オ 募集人数は50名以上とする。学生本人の参加、複数回の開催を可とする。

カ 会場については、公共交通機関の利用が可能で、近隣に駐車場がある利便性のよい会場を確保すること。その際、多くの参加が見込める時間帯等を意識すること。また、必要な備品等を手配すること。

キ 市内企業による働きやすい職場環境作りの取組事例を数社紹介し、参加企業担当者から直接説明することで、市内企業の魅力を大いに発信すること。取組事例の内容については企業担当者と事前確認を行い、岡山市と協議しながら調整すること。

ク 取組事例を紹介する市内中小企業を数社選定すること。このとき、単に企業規模や一般的な知名度によらず、特色のある取組を行う企業を選定すること。また、選定企業は5(1)エ(ア)hに規定する要件を全て満たすこと。

ケ セミナー講師は、保護者向けのセミナーの講師を務めた経験がある者を選定すること。また、岡山市内の就職状況や就職活動中の学生への保護者の関わり方、企業の見方を説明することができる者とすること。

コ 当日、スムーズな運営を行うこと。

サ 新型コロナウイルス感染防止のための措置を講じること。

(3)アンケートの実施

学生向けイベント及び保護者向けイベントに参加した企業や参加者に来年度事業に向けた改善すべき点などを意識したアンケートを実施し、集計・分析を行うこと。なお、アンケート内容については市と協議した上で決定すること。

(4)事業実施報告書の作成

事業実施後には、学生向けイベント、保護者向けイベントの参加者一覧・実施状況、改善すべき課題・改善方法、アンケートの集計・分析結果等をわかりやすく記載した事業実施報告書を提出すること。

(5)その他留意事項

学生向けイベントと保護者向けイベントともに、参加企業及び参加者からは一切の費用を徴収しないこと。

6 成果品

事業実施報告書は以下の仕様で提出すること。

(1)規格 日本工業規格A列4番（一部A列3番可）

- (2) 数量 正副 2 部
- (3) 電子資料 DVD-R に記録し納品すること
- (4) 納期限 令和 4 年 3 月 15 日（火曜日）

7 成果品の帰属、著作権等について

成果品の帰属、著作権等については、別に定める場合を除き、以下のとおりとする。

- (1) 本事業で作成したすべての作成物の権利は岡山市に帰属するものとし、岡山市の許可無く第三者に貸与及び公表してはならない。
- (2) 受託者は、委託の目的物が著作権法（昭和 45 年法律第 48 号）第 2 条第 1 項第 1 号に規定する著作物（以下「著作物」という。）に該当する場合には、当該著作物に係る受託者の著作権（著作権法第 21 条から第 28 条までに規定する権利をいい、第 27 条、第 28 条に定める権利を含む。）を当該委託の目的物の引渡し時に岡山市に無償で譲渡するものとする。
- (3) 市販の素材集やインターネットなどに限らず、写真・イラストなどの著作物を利用する場合には、他人の著作権を侵害しないように十分注意すること。
- (4) 委託の目的物に対し、第三者からの権利の主張、損害賠償請求等が生じたときは、受託者の責任と負担によりこれを処理解決するとともに、岡山市に損害が生じた場合にはその損害を賠償しなければならない。

8 業務委託料の支払い等

- (1) 業務委託料の支払いは業務完了後払いとする。業務実施にかかる費用は、受託者が適宜支払うこと。
- (2) 備品の購入は認められないので、本事業の実施のために新たに必要となる器具等については、原則としてリースあるいはレンタルでの対応とすること。
- (3) 参加する企業の旅費は委託料に含まれない。

9 業務実施の条件

(1) 基本的事項

- ア 本業務で外部協力者（下請業者等）が必要な場合は、岡山市と協議し承認を得ること。
- イ 岡山市との協議により、提案した内容から実施内容を変更することがある。
- ウ 本業務に従事する者の安全衛生に関する管理については、受託者がその責任において関係法令等に従って適切に行うこと。

(2) その他

当業務の実施にあたっては、市内企業、大学関係者らとの情報交換や、必要に応じて NPO 法人との協働によって、事業目的を最大限達成するよう努めること。

10 適用範囲

本仕様書は、岡山市が受託者に委託する本業務全般の基本的内容について定めるものである。本仕様書に明記されていない事項でも、本事業を効果的に実施する上で必要と思われるものについては、岡山市との協議の上、受託者の責任において誠実に履行すること。

1.1 法令・条例等の適用

受託者は、業務の実施にあたり、次に掲げる法令・条例等を準用し、これを遵守しなければならない。

- (1) 岡山市契約規則
- (2) 岡山市個人情報保護条例
- (3) その他の関係法令

1.2 秘密の保持

- (1) 受託者は、本事業に関し市から受領又は閲覧した資料等について、市の了解なく公表若しくは使用してはならない。
- (2) 受託者は、業務の遂行にあり、「岡山市個人情報保護条例」に準じて、取得した個人情報の取扱いに最大限の注意を払うこと。また、別途「市の保有する個人情報の取扱委託に関する覚書」を締結すること。
- (3) 受託者は、業務遂行中に知り得た事項及び付随する事項は、いかなる理由があっても第三者に漏らさないこと。業務が終了した後についても同様とする。

1.3 損害の賠償

本事業遂行中に受託者が岡山市若しくは第三者に損害を与えた場合又は第三者より損害を受けた場合は、直ちに岡山市にその状況及び内容を書面により報告し、岡山市の責任に帰すべき事由によるものを除き、すべて受託者の責任において処理解決するものとする。

1.4 作業経過の報告

本業務の実施期間中において、受託者は委託者と緊密な連絡に努め作業を遂行するとともに、市との協議後は速やかに協議録を提出すること。また、委託者は必要に応じて本業務の実施状況を調査し、又は報告を求めることができることとする。なお、打ち合わせで決定し、又は委託者が指示した事項等について、受託者は定期的に、その進捗を報告すること。

1.5 完了検査

受託者は、契約期間内に全作業工程を完了した時点で、委託者の定める委託完了届を提出し委託者の検査を受けるものとする。